

構造的知能暴力事件に対する総合的取組の推進について

〔 平成27年2月19日
警察庁丙捜二発第7号、丙組企発第4号
警察庁刑事局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長あて 〕

(概要)

政治、行政、経済等社会の諸分野において、金力、権力、知力、暴力等の種々の力を絡み合わせて用いることにより、構造的な利権を創出し、違法・不当に利益を享受している者に係る構造的知能暴力事件につき、取組を更に強力に推進するため、都道府県警察及び警察庁の総合力を発揮した取組を推進するよう指示したものである。

主な内容は、

- 検挙対象事件の選定
- 情報収集活動の強化及び情報の共有
- 合同検討会の実施
- 人材の育成

である。